

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（規則六―四二）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「次に」を「次の各号に」に改め、「当該各号に定める額」の下に「（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第一号中「なった」を「なつた」に改め、「次号において「育児短時間勤務警察職員等」という。」を削り、「あつては」を「あつては」に改め、「（次号において「算出率」という。）」及び「とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を削り、同項第二号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された警察職員」を「第二十八条の四第一項の規定により採用された警察職員（以下「定年前再任用短時間勤務警察職員」という。）」に、「（同項に規定する短時間勤務の職を占める警察職員にあつては）」を「に」に改め、「、育児短時間勤務警察職員等にあつては算出率をそれぞれその額に」及び「とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

（条例附則第三項の規定の適用を受ける警察職員の支給額）

2 条例附則第三項の規定の適用を受ける警察職員に対する第二条第二項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用警察職員に係る経過措置）

2 暫定再任用警察職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された警察職員をいう。以下同じ。）（暫定再任用短時間勤務警察職員（同条第一項又は第二項の規定により採用された警察職員をいう。以下同じ。）を除く。）に対する改正後の第二条第二項の規定の適用については、同項第一号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 暫定再任用短時間勤務警察職員は、定年前再任用短時間勤務警察職員（法第二十二條の四第一項の規定により採用された警察職員をいう。）とみなして、改正後の第二条第二項の規定を適用する。